# 一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー 南海トラフ地震等対処マニュアル

# 目 次

Ι

「南海トラフ地震等対処マニュアル」の位置づけ及び発動…………1

	1】「南海トラフ地震等対処マニュアル」の位置づけ	
Π	地震対策組織構成員	2
Ш	調査情報(臨時)、警戒宣言(予知情報)の発表・ 発令時の緊急物資輸送準備の流れ	3
IV	発災後の緊急物資等輸送対応の流れ	4
V	対処要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	【1】基本方針······	5
	【2】南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の対処	5
	<ul><li>1 旅客及び従業員等に対する情報の周知</li><li>2 地震対策本部の開設</li><li>3 顧客に対する対応</li></ul>	
	【3】南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警戒発表時の対処	6
	<ol> <li>発表時の対処</li> <li>(1)行動方針の指示</li> <li>(2)旅客及び従業員等に対する情報の周知</li> <li>(3)桟橋・台船の被害防止措置</li> <li>(4)重要書類、事務機器等、船内移動物の保全措置</li> <li>(5)燃料の補給、発災後の燃料の手配の開始</li> <li>(6)二次災害防止措置</li> <li>(7)従業員等の避難</li> </ol>	6
	2 (大)津波警報発表時の対処	8

(1)船舶の対応
(2)地震対策組織構成員以外の従業員等の避難・帰宅
(3) 地震対策組織構成員の対策本部残留
【4】地震発生直後の対処9
1 地震発災直後の一般従業員等の行動9
(1)安否情報登録
(2)地震対策本部の情報確認
(3)参集
2 地震発災直後の対応(地震対策本部)10
(1)被害状況の把握
(2) 官との連絡体制の構築、情報収集
3 突発型発災(営業中の発災)の場合の対処11
(1)船舶、各事業所
(2)地震対策本部
(3)近隣の医療救護施設と搬送患者の区分
(4)夜間等、営業時間外に突発発災した場合の対処
4 津波警報解除後の被害調査以降の対処13
(1)被害調査
(2)被害調査の報告
(3)桟橋・台船の復旧
(4) 乗組員の確保
(5)燃料の調達・確保
(6)港外避難船の入稿
【5】 緊急物資等輸送対応時の対処 17
1 被災者(滞留者を含む)及び緊急物資の輸送17
2 作業費用の請求17

別紙第1 津波に対する船舶対応標準

別紙第2 従業員被害チェックシート

別紙第3 船舶被害チェックシート

別紙第4 桟橋・台船被害チェックシート

別紙第5 事務所被害チェックシート

別紙第6 被害情報速報

# I 「南海トラフ地震等対処マニュアル」の位置づけ及び発動

#### 【1】「南海トラフ地震等対処マニュアル」の位置づけ

本マニュアルは、一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー「安全管理規程」 第3条に定める「地震防災対策基準」に基づき、南海トラフ地震臨時情報(巨 大地震警戒)発表~発災・拡大期までの対処手順について要領を定めるもの である。

#### 【2】「南海トラフ地震等対処マニュアル」の発動

本マニュアルの発動は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表、 静岡県内で震度6弱以上の地震発生、又は地震対策本部長の指示を発動の要 件とする。

また、大規模な地震を体感した場合で、震度・規模が不明であった場合にも即座に行動を開始するものとする。

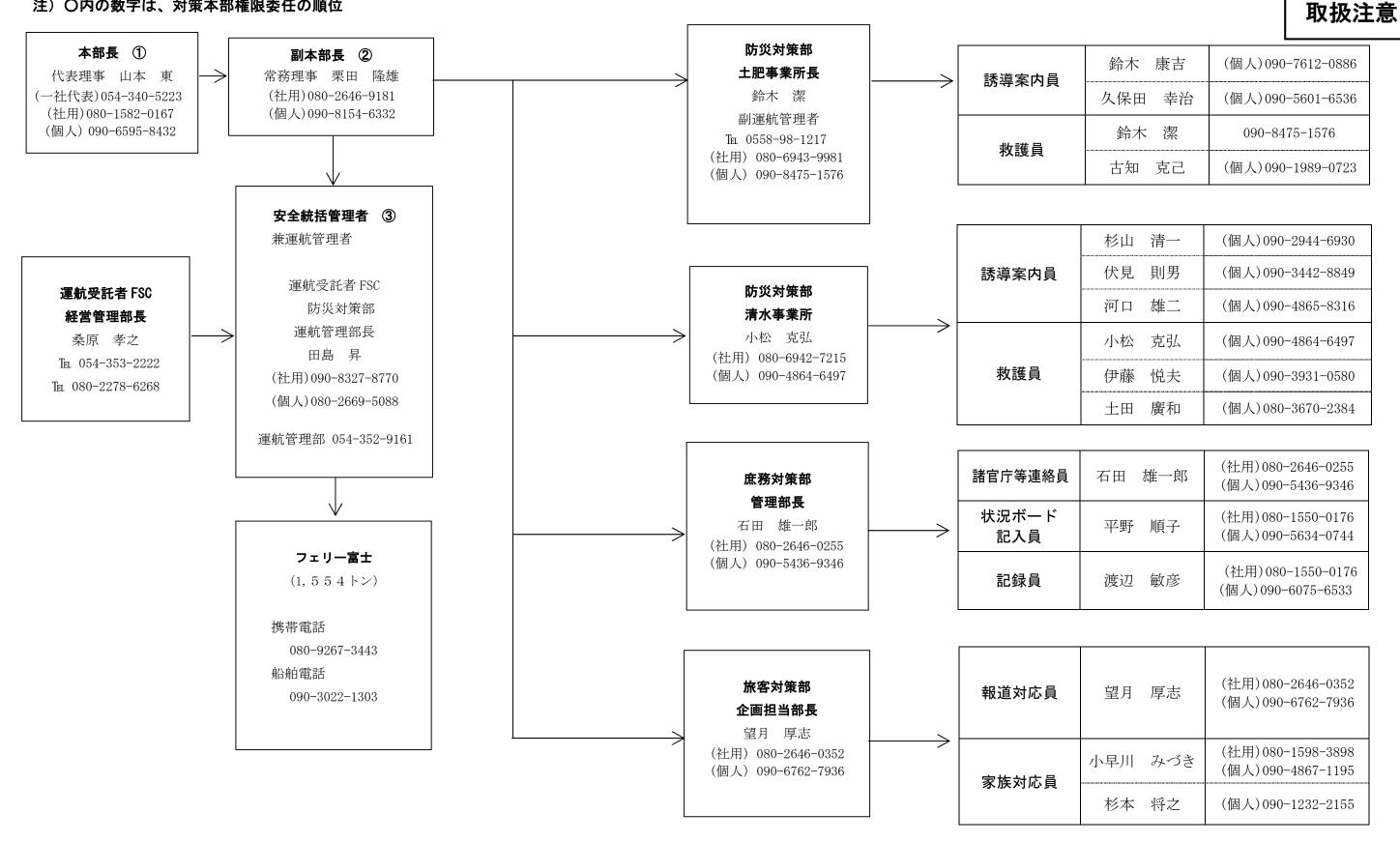
#### Ⅱ 地震対策組織構成員

地震対策組織構成員は、別紙「地震防災対策本部編成表(非常連絡網)」に示される構成員とする。

# 地震防災対策本部編成表(非常連絡網)

#### 注)〇内の数字は、対策本部権限委任の順位

# 令和7年4月18日



# Ⅲ 調査情報(臨時)、警戒宣言(予知情報)の発表・発令時の緊急物資輸送準備の流れ

#### 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表

地震対策組織構成員は、地震対策本部に参集する。 営業運航を中止することの調整を行なう。 (注) 先に(大)津波警報が出る可能性あり。

#### 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表

営業運航を中止する。

#### 地震対策本部

船舶、各事業所に対する指示・情報周知

桟橋・台船の被害防止措置

重要書類、事務機器等の保全措置

燃料の補給

発災後の燃料の手配

二次災害防止措置

従業員等の避難

#### 地震対策本部の判断

すべての準備措置作業を原則中止し、 地震対策組織構成員以外の従業員等は、避難・帰宅する。

# IV 発災後の緊急物資等輸送対応の流れ

#### 地震発生

地震対策組織構成員は、地震対策本部に参集

一般従業員は、安否情報登録後、自 宅等で待機

#### (大) 津波警報解除

官との連絡体制構築・情報収集

従業員等は指示に従い、(大) 津波 警報の解除後、速やかに参集

# 地震対策本部

調査班編成

被害調査・報告

#### 桟橋の復旧

(緊急物資荷揚げ岸壁の確保)

乗組員の確保

燃料の調達・確保

県との連絡体制確立

#### 緊急物資の荷役開始

被災者・緊急物資の輸送

輸送費用の請求



#### V 対処要領

#### 【1】基本方針

基本方針は、次のとおり。これに従い本要領の対処においても、人命を守ることを最優先し、それぞれの作業を実施するものとする。

- 1 人命の安全確保を最優先とする。
- 2 状況に応じた臨機応変な対応をとる。
- 3 保船及び避難等、船舶の事は船長判断。
- 4 ステークホルダーとの信頼関係を守る。
- 5 地域社会との共助に努める。
- 6 本格復旧に備えた基盤を整える。
- (1) ステークホルダーは、次のとおり。これらのステークホルダーとの信頼 関係を守ることを人命保護の次に優先する。
  - ① 旅客並びに乗組員及び各事業所等従業員(以下「従業員等」という。)
  - ② 緊急物資を必要とする地域社会
  - ③ 緊急物資(被災者)の輸送を計画する国・県
- (2)地域社会との共助は、国・県の緊急物資等の輸送要請に対応することとする。

#### 【2】南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の対処

- 1 旅客及び従業員等に対する情報の周知
  - ・ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)に関連する情報を船舶及び各事業所へ 伝達し、旅客及び従業員等へ周知する。
  - 船舶内においては、船長から旅客へ当該情報を伝達する。
  - 可能な限り、旅客が直接、テレビやラジオ等を視聴できるよう配慮する。

#### (旅客への伝達・説明の例)

- ・〇〇時〇〇分 気象庁から、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されました。
- ・今後、南海トラフ地震臨時情報・巨大地震警戒が発表される可能性が あります。
- ・情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。
- ・新たな情報が発表されましたら、改めてお知らせします。 テレビ、ラジオ等での情報の入手にも努めてください。

#### 2 地震対策本部の開設

- 地震対策組織構成員を招集する。
- ・ 地震対策組織構成員に対し、警戒情報発表時の行動方針を指示、確認する とともに、対策本部用の資器材を準備する。
- 携帯無線機の通話テストを行う。準備完了後、通常業務を再開する。

資器材:携帯無線機、ホワイトボード、筆記具、地図類、非常用発電機 延長コード、食料、その他防災用品

#### 3 顧客に対する対応

南海トラフ地震臨時情報・巨大地震警戒発表時の営業方針を顧客へ連絡、 説明する。

#### (顧客への連絡・説明の例)

- ・南海トラフ地震臨時情報・巨大地震警戒が発表された場合は、営業運 航は中止します。
- ・県民、市民の足となる公共交通機関としてのフェリー運航は、必要最小限の運航を継続します。

#### チェックリスト

確認項目	チェック
気象庁から今後の見込みについて、見解が出ているか?	
重要な情報をとりまとめ、旅客・船舶・各営業所へ伝達しているか?	
県と情報交換し、重要な情報を入手しているか?	
必要な備品・防災器材は、準備できているか?	
通信手段の確保・通話テストは、完了しているか?	
関係連絡先の電話番号は、準備・掲示しているか?	
顧客への説明は、漏れはないか?	
情報が解除された場合の対応は、説明しているか?	

#### 【3】南海トラフ地震臨時情報・巨大地震警戒発表時の対処

#### 1 発表時の対処

- 原則として営業業務を停止。
- ・ 旅客に対する安全確保、対応等の措置をとるとともに、発災後の緊急物資 等の輸送に備え以下の準備措置をとる。

#### (1) 行動方針の指示

- 運航中の船舶、各事業所に対し、以下の行動方針を指示する。
- ① 原則として、ツアー客等の営業運航を中止する。ただし、公共交通機 関として、滞留旅客等輸送のための必要最小限の輸送便を確保する。
- ② 滞留旅客等の輸送を終了次第、所要の食糧を搭載し、港外退避の準備 を開始する。輸送の必要がない場合は、港外退避する。
- ③ 桟橋・台船の被害防止措置を実施する。
- ④ 各事業所は、滞留旅客等への対応と平行して、事務機器等の被害防止 策を実施する。輸送所要がないことを確認後、事務所を閉鎖する。
- ⑤ 船舶の津波に対する対応は、船舶に備え付けられている「津波に対する船舶対応標準」(別紙第1)による。

#### (2) 旅客及び従業員等に対する情報の周知

- ・ 南海トラフ地震臨時情報・巨大地震警戒に関する情報を船舶及び各事業所 へ伝達し、旅客及び従業員等へ周知する。
- 船舶内においては、船長から旅客へ当該情報を伝達する。
- 可能な限り、旅客が直接、テレビやラジオ等を視聴できるよう配慮する。
- 清水事業所職員は顧客に対し、営業運航の状況を連絡・通知する。

#### (旅客への情報伝達・説明の骨子)

- ・南海トラフ地震臨時情報・巨大地震警戒が発表されました。ツア一等 の営業運航は、中止いたします。
- ・県民、市民の足となる公共交通機関としてのフェリー運航は、必要最 小限の運航を継続します。
- ・テレビ、ラジオ等で正確な情報の入手に努め、落ち着いて冷静に行動 してください。

#### (3) 桟橋・台船の被害防止措置

- 発災後の被災者・緊急物資等の輸送のため、桟橋・台船の確保は重要であり、桟橋・台船が使用不能の場合は、輸送は人員のみとなる。
- ・ 津波による被害防止のため、「沖だし」による被害防止措置を実施する。 (沖合い50~100メートル附近でアンカーする。要すれば、タグボート×1 を手配)

#### (4) 重要書類、事務機器等、船内移動物の保全措置

・ 津波被害の恐れがある各営業所の重要書類、重要データを内蔵するOA機 器等を移動し、保全する。 清水事業所の諸機材は、地震対策本部へ移動。土肥事業所の諸機材は、所要の高所へ移動。

### (5) 燃料の補給、発災後の燃料の手配の開始

・ 港外避難に備え、フェリーに燃料を満載にするとともに、発災後の緊急物 資輸送に備えた燃料手配を開始する。

#### (6) 二次災害防止措置

・ 津波に起因する二次被害防止のため、桟橋・台船の係留強化を時間の許す 限り実施する。

#### (7)従業員等の避難

- ・ 地震対策組織構成員以外の従業員等は、被害防止準備措置が終了した部署 から避難・帰宅させる。
- ・ 準備措置が完了した場合及び途中経過については、適宜、地震対策本部へ 報告する。

#### チェックリスト

確認項目	チェック
行動方針を、船舶・各営業所へ確達したか?	
重要な情報を、旅客・船舶・各営業所へ伝達したか?	
県と情報交換し、重要な情報を入手しているか?	
桟橋・台船の保全措置を指示したか?	
旅客への対応に漏れはないか?	
重要書類、事務機器等の保全措置は指示したか?	
燃料の手配をしたか?	
桟橋・台船の保全措置を行なう時間的余裕はあるか?	
事前準備を終了した従業員等へ、帰宅・避難の指示をしたか?	

#### 2 (大) 津波警報発表時の対処

・ (大)津波警報が発表された場合、すべての準備措置作業を原則中止し、 地震対策組織構成員は地震対策本部に参集し、その他の従業員等は速やかに 避難・帰宅する。

#### (1) 船舶の対応

・ 船舶は、津波に対する船舶対応標準(別紙第1)を参考に、その時の状況 に応じた行動をとる。

- (2) 地震対策組織構成員以外の従業員等の避難・帰宅
  - ・ 地震対策組織構成員以外の従業員等は、すべての準備措置作業を中止し、 避難・帰宅する。
- (3) 地震対策組織構成員の地震対策本部残留
  - 地震対策組織構成員は、地震対策本部へ残留する。

#### チェックリスト

		確認	項目			チェック
情報の情報を	情報の情報をとりまとめ、船舶・各事業所へ周知しているか?					
県と情報交換し、重要な情報を入手しているか?						
従業員等は、	従業員等は、全員避難したか? 残って作業している者はいないか?					
船舶の動静	船舶の動静 時間 運航中 停泊中 旅客乗船中 旅客下船					負傷者の 有無
富士				名	名	

#### 【4】 地震発生直後の対処

1 地震発生直後の一般従業員等の行動

#### (1)安否情報登録

- ・ 地震対策組織構成員でない一般の従業員等は、自宅又は避難所で安全を確保し、次の安否情報登録のうち可能なものを全て実施する。
- ① NTT災害用伝言ダイヤル171 「171」番にダイヤルし、音声ガイダンスに従って安否情報を録音 する。登録には自宅電話番号を使用する。
- ② web171 インターネットでNTTのHPからアクセスし登録する。登録は自宅 電話番号を使用し、会社あての登録については暗証番号を設定しない。

#### (2) 地震対策本部の情報確認

- 安否情報の登録を終了後、次の方法で地震対策本部の情報を確認。
- ① 使用可能な電話で「171」番にダイヤルし、音声ガイダンスに従って録音情報を確認する。確認には次の番号を使用する。
- ② 自社地震対策本部から携帯電話にメールが発信されたら内容を確認する。

#### (3)参集

- 参集指示を受けた場合、(大) 津波警報解除後、指定場所に参集する。
- 2 地震発生直後の対処(地震対策本部)

#### (1)被害状況の把握

- ・(大) 津波警報解除後、速やかに人員を確保し、被害状況の把握を開始する。
- ・(大) 津波警報発令中は港湾地区(想定津波浸水域)に立ち入ることは出来ないため、港湾地区の被害調査は、津波警報解除後から開始する。
- ・静岡県又は静岡県旅客船協会から滞留旅客及び緊急物資の輸送が要請される ことになっているが、地震発生直後は混乱が想定される。県清水港管理局と の速やかな連絡体制の確保が必要となる。

#### (2) 官との連絡体制の構築、情報収集

- 官との連絡体制を構築し、輸送に関する情報を収集する。
- ① 必要に応じて、県清水港管理局へ連絡員を派遣する。
- ② 連絡員は携帯無線を携行し、以下の情報を収集する。
- ③ 地震対策本部へ入手した情報を報告・通報する。
  - 港湾の被害状況、清水港における使用可能なバース
  - 清水港陸揚げの緊急物資荷役を予定する岸壁
  - ・ 緊急物資の輸送所要量、仕向け港、仕出し港、ルート
  - 被災者(滞留者を含む)の輸送所要量、仕向け港、仕出し港
  - 緊急物資輸送の開始予定時期、
  - 業界団体に要請する緊急物資の詳細
  - その他、業界団体に要請する輸送作業の重要参考事項
- ・県清水港管理局の業界団体連絡員の連絡場所・被害情報の掲示場所は、マリンビル5Fに開設される予定である。

#### 3 突発型発災(営業中の発災)の場合の対処

#### (1) 船舶、各営業所

- ・ 津波の大きさ、到達時間、警戒体制の種類に応じて、津波に対する船舶対応標準(別紙第1)に記載された行動をとる。ただし、その時の状況に応じて、船長の判断により臨機応変の対応をとる。
- 航行中の船舶は、駿河湾南方へ退避するが、港外避難できない場合は、 一時、清水港3区南側に待機し港外避難を試みる。
- 旅客、近隣在所の者と協力して、負傷者の救護措置を実施する。
- 津波警報が解除されるまで、避難箇所に留まる。
- ・ 従業員等の個人の安否情報を登録させ、家族の安否情報を確認させる。
- 各事業所は、津波警報解除後、旅客を自治体指定の避難所へ誘導する。
- 津波警報解除後、地震対策組織構成員は、地震災害対策本部の指示を受け行動する。
- 地震対策組織構成員以外の従業員等は帰宅させ、家族の安否確認、被害確認に当たらせる。

以後、〈津波警報解除後の被害調査以降の対処〉を実施する。

#### (2) 地震対策本部

- ・ マリンターミナルの旅客を上階へ避難誘導し、テレビ・ラジオ・携帯 電話等により情報を収集し、旅客へ伝達する。可能な限り、旅客が直接、 テレビ・ラジオ等を視聴できるよう配慮する。
- 旅客、近隣在所の者と協力して、負傷者の救護措置を実施する。
- 地震対策本部を開設し、可能な限り資器材を準備する。
  - 資器材:携帯無線機、ホワイトボード、筆記具、地図類、非常用発電機 延長コード、食料、その他防災用品
- 津波警報が解除されるまで、マリンターミナルに留まる。
- 可能な限り早期に、県清水港管理局(マリンビル)へ連絡員を派遣する。
- ・ 携帯無線機(VHF無線機、MCA無線機、トランシーバー)等、携帯電話等、使用可能な通信手段を用い、船舶、各事業所の対応状況、旅客・従業員の被害状況を確認する。
- 滞留旅客の措置について、県清水港管理局と調整を開始する。
- 非番従業員宛の安否情報を登録する。
- ・ 従業員等の個人の安否情報を登録させ、家族の安否情報を確認させる。
- 津波警報解除後、旅客を自治体指定の避難所へ誘導する。
- 津波警報解除後、地震対策組織構成員は、地震対策本部に参集する。
- ・ 地震対策組織構成員以外の従業員等を帰宅させ、家族の安否確認、被

害確認に当たらせる。

・ 桟橋・台船その他の被害調査等のため、必要な人員を召集する。

以後、〈津波警報解除後の被害調査以降の対処〉を実施する。

#### (3) 近隣の医療救護施設と搬送患者の区分

	医療救護施設	施設名	所 在 地	搬送患者	
	N -++	第二中学校	清水区神田町		
	救護所	第三中学校	清水区三光町	軽症患者	
	(避難所)	浜田小学校	清水区浜田町	1172737 [	
清		三保第1小学校	清水区三保		
水		清水さくら病院	清水区 <u>袖師町</u>	中等症患者	
区	救護病院	清水厚生病院	清水区庵原町		
		市立清水病院	清水区宮加三	重症患者	
	災害拠点病院	市立清水病院	清水区宮加三	県外搬送が必要な重症患者	
				クラッシュ症候群の患者	
	救護所	土肥小中学校	伊豆市土肥	軽症患者	
		伊豆赤十字病院	伊豆市小立野	   中等症患者	
伊豆市	救護病院	中島病院	伊豆市松ヶ瀬	中等症患者   重症患者	
市		伊豆慶友病院	伊豆市月ヶ瀬	生业总包	
	災害拠点病院	順天堂大学医学部	伊豆の国市長岡	県外搬送が必要な重症患者	
		付属静岡病院		クラッシュ症候群の患者	

#### 搬送患者の区分

軽症患者:軽度の骨折、大量出血を伴わない軽度外傷、軽度の火傷等の患者中等症患者:多少治療が遅れても生命に危険はないが入院治療が必要な外傷、火傷

等の患者

重症患者:明らかに緊急の手術等が必要と判断される外傷、火傷等の患者

クラッシュシンドローム(挫滅症候群)の患者

:長時間、体の一部を圧迫された後に倒壊家屋から救出された患者は、 一見負傷が軽度で本人が元気な場合でも、圧迫された部位の細胞の毒素が全身に回り、臓器不全を起し急死する場合がある。県外搬送により、人工透析治療を施す必要がある。

#### (4) 夜間等、営業時間外に突発発災した場合の対処

- 安否確認情報の登録を行なう。
- ・ 自宅・家族に被害が無かった地震対策組織構成員は、原則として地震 対策本部へ参集する。
- ・ 津波警報解除後、自宅・家族に重大な被害が無かった従業員等は、可能な限り一旦、出社する。

# チェックリスト〈突発型発災(営業中の発災)の場合〉

確認項目	チェック
航行中の場合、旅客へ救命胴衣を装着させたか?	
港内の場合、着桟し、旅客を最寄の避難ビルへ避難させたか?	
情報を収集し、従業員、旅客へ情報を伝達したか?	
各事業所は、旅客を高所へ避難誘導したか?	
避難旅客の名簿を作成したか?	
旅客、従業員等の行方不明者はいるか?	
地震対策本部を開設し、使用可能な通信手段を確認したか?	
必要な備品・防災器材は準備できているか?	
適切な救護措置はとられているか?	
津波警報解除まで、避難ビル等から出れないことを周知しているか?	
県清水港管理局(マリンビル5階)へ連絡員を派遣したか?	
従業員等の個人の安否情報を確認させ、家族の安否情報を確認させた	
か?	
非番従業員宛の災害伝言板を書き込んだか?	
津波警報解除後、旅客を自治体指定の避難所へ避難させたか?	
適宜の時期に、地震対策本部へ所要の報告を実施したか?	
津波警報解除後、所要の被害調査のための人員を確保・召集したか?	
津波警報解除後、地震対策本部構成員以外の従業員等を帰宅させたか?	

# 4 津波警報解除後の被害調査以降の対処

# (1)被害調査

- ・ 調査班を編成し、津波警報解除後から、船舶及び関連施設の被害情報 を収集する。
- ① 調査班・調査対象

調査班 (調査単位)・調査対象を次のとおりとする。

調査班(調査単位)	調査対象
<u>清水</u> 事業所	人員被害、事務所機能(重要データ)、券売機能 通信機能、台船機能、水際の隆起、駐車場機能、 <u>江尻</u> 埠頭付近の道路の状況
土肥事業所	人員被害、事務所機能(重要データ)、券売機能 通信機能、桟橋機能、水際の隆起、駐車場機能、 附近道路・のり面の状況
船舶	人員被害、船体、機関、通信・航海など各機能

#### ② 装備

通信手段:VHF、MCA無線又は業務用無線

移動手段:徒歩、道路状況により二輪車、自転車、自動車を使用

服 装:作業服、ヘルメット、手袋、安全靴

- ③ 調査方法
- 目視による。
- ④ 調査用に用いる用紙類

#### 【地震災害対策本部】

- 被害状況一覧(被害状況の取りまとめ)
- ・ 各チェックシート (調査班との連絡)

#### 【調査班】

- 従業員被害チェックシート 別紙第2
- 船舶被害チェックシート 別紙第3
- ・ 桟橋・台船被害チェックシート 別紙第4
- 事務所被害チェックシート 別紙第5
- ⑤ 調査時の要領
- 本部と調査班が同じチェックシートを持つ。
- 調査班は無線にて地震災害対策本部へ連絡と同時にシートに記入する。
- ⑥ 調査時の注意点
- 危険と思われる箇所には近づかない。
- 損傷が見られる建物には立ち入らない。
- 負傷者を発見した場合は早急に手当てし、必要に応じ医療機関に連絡する。
- 国土交通省、静岡県、静岡市により、次の被害調査が行なわれる予定。
- ①固定カメラからの画像による確認
- ②目視によるパトロール点検
- ③技術者による調査・測量
- ・ 地震対策本部は、県清水港管理局・県災害対策本部等からの情報入手に努める。

#### (2)被害調査の報告

- 被害調査結果は、県清水港管理局へ報告する。(報告様式「被害情報 速報」別紙第6)
- ・ 報告にあたっては、重要な情報は、無線通信にてその都度、報告する。 まとまった情報は、メール機能等を活用する。

#### (3) 桟橋・台船の復旧

- ・ 桟橋・台船に被害がある場合は、復旧の手配等を優先して実施する。
- ・ 桟橋・台船に被害が無い場合は、使用可能な岸壁への桟橋・台船の移動・設置について、優先して県清水港管理局又は沼津土木事務所と調整する。
- ・ 桟橋・台船が使用不能の場合は、当面、ランプの使用は断念し、被災 者(滞留者)の輸送を優先する。
- ・ 水域の安全が確認された後、県清水港管理局又は沼津土木事務所の了解を得て、使用可能岸壁へ桟橋・台船、船舶を移動させる。

#### (4) 乗組員の確保

・ 乗組員の家族等に被害があった場合、代替の乗組員を確保する必要性 が生じる可能性がある。

#### (5) 燃料の調達・確保

- ・ 地震対策本部は、フェリーの行動予定から、燃料の所要量を算定し、 燃料調達先へ要請し確保する。
- 清水港において燃料補給が困難と予想されるため、仕向け地において 確保するなど臨機応変に確保を図る。

#### 【参考】フェリーの燃料関係諸元

	主機関負荷75%	ố (船速18Kn)	1 0 0 0 lu/h
<b>粉 初 : 宋 </b>	主機関負荷50%	á (船速16Kn)	7 0 0 km/h
燃料消費	连业	毎日3.5往復	160kl/月(実測)
	清水~土肥運航 	1往復あたり	1. 5 k l (実測)

(株型 注 <del>其</del> 阜	満載量	タンク容量
燃料満載量	97kl (85%)	1 1 4 m³ (100%)

	区間	港間距離	フェリー運航
航続距離	清水~土肥	16海浬	5 4 往復
負荷75%	清水~御前崎	3 4 海浬	2 3 往復
残油15klまで	清水~下田	4 6 海浬	16往復
	清水~久里浜	109海浬	6. 5往復
	清水~横浜	120海浬	6. 5往復

# (6) 港外避難船の入港

- ・ 水域の安全が確認された後、県清水港管理局の了解を得るまでは、港外待機。
- · 県清水港管理局の了解後、<u>江尻</u>埠頭へ入港。

# チェックリスト

チェック

#### 【5】緊急物資等輸送対応時の対処

- ・ 静岡県の第3次被害想定では、緊急物資(応急復旧資機材を除く。)の海 上輸送量は、東名高速が活用できない場合、荷役開始から3日間がピークで 5,000 t/日、4日目以後は2 t/日と見積もられている。
- 発災直後は、被災者(旅客滞留者を含む)の輸送所要が見積もられる。
- 1 被災者(滞留者を含む)及び緊急物資の輸送
- (1) 県知事からの要請に基づき、所要の輸送業務を開始する。

#### (2) 要請及び完了報告

県からの輸送業務要請及び県への輸送業務完了報告は、それぞれ口頭により実施され、完了後、直ちに、輸送業務要請、輸送業務完了報告により FAXを送付する。

#### 2 作業費用の請求

- (1) 輸送業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、県が負担する。
  - ・ 当該経費は、当該地域において、当該業務を行なうために要する通常 の実費とされている。(静岡県と静岡県旅客船協会との協定第5条)
- (2) 県清水港管理局経由で県へ経費を請求する。
  - 要請、完了報告文書の保管は、精算が完了するまで保管する。

#### チェックリスト

確 認 項 目	チェック
緊急輸送(被災者・緊急物資等)の要請内容(仕向地・輸送員数・物資	
の種類、搭載量、輸送経路等)を確認したか?	
仕向地での燃料補給を確保したか?	
乗組員の交代を考慮しているか?	
乗組員の食料を確保したか?	
輸送業務完了報告文書を保管しているか?	
消費燃料を正確に記録しているか?	
輸送人員数、輸送物資等の量・台数を記録しているか?	
経費の細部見積り(算定要領)を県と調整したか?	